

災害時における被災者支援
に関する協定

令和5年2月27日

青 梅 市

東京都行政書士会多摩西部支部

災害時における被災者支援に関する協定書

青梅市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会多摩西部支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）において、次条に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請にもとづき、乙が実施する行政書士業務（以下「災害応急支援業務」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であって、甲が青梅市地域防災計画にもとづき、青梅市災害対策本部の設置を要するものとする。

（災害応急支援業務の範囲）

第3条 この協定における災害応急支援業務の範囲は、次に掲げる事項とする。

- (1) り災証明書の交付申請に関すること。
- (2) 軽自動車、原動機付自転車等の登録等の申請に関すること。
- (3) 前2号のほか、災害時における申請全般に関すること。
- (4) 権利義務および事実証明関係書類の作成に関すること。
- (5) 前各号のほか、行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務に関すること。

（支援対象）

第4条 災害応急支援業務を利用することができる者は、次に掲げる者（以下「被災者」という。）とする。

- (1) 市内に居住し、滞在し、勤務し、または通学する者であって、災害により被害を受けたもの
- (2) 災害により市内に避難してきた者
- (3) 前2号に掲げる者の親族、介護者または前2号に掲げる者を現に支援している者であって、甲および乙が必要と認めたもの

(連絡体制等の整備)

第5条 甲および乙は、災害時における被災者支援に関する連絡体制をあらかじめ定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙は、災害応急支援業務が実施できるよう、必要な人員を確保し、動員する方法をあらかじめ定めておくものとする。

3 この協定の有効期間の中途において連絡体制等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(災害応急支援業務の要請)

第6条 甲は、災害時において被災者支援のため必要と認める場合は、災害時業務依頼書(様式第1号。以下「依頼書」という。)により、乙に災害応急支援業務にかかる協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請するものとし、その後速やかに依頼書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

第7条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な限り、災害応急支援業務に従事する者を選定し、青梅市庁舎その他甲と協議して定める場所に派遣するものとする。

(実施報告)

第8条 乙は、第6条に規定する要請により、災害応急支援業務を実施した場合において、甲に対し、次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)に災害応急支援業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による速やかな報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後報告書を提出するものとする。

(1) 災害応急支援業務の実施場所および期間

(2) 災害応急支援業務の実施内容

(3) 災害応急支援業務に従事した者の氏名および連絡先

(4) その他必要な事項

(費用負担)

第9条 災害応急支援業務に要した人件費等の経費は、原則として乙が負担する。ただし、甲が必要と認めるときは、甲乙の協議により、負担の範囲を決定し、それぞれの費用を負担するものとする。

(災害応急支援業務の対価)

第10条 乙は、災害応急支援業務において、被災者から対価を受け取らないものとする。

(損害の賠償)

第11条 第3条各号に定める災害応急支援業務に従事する者(以下「従事者」という。)が、他人に損害を与えた場合において、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

(防災訓練への参加)

第12条 乙は、甲の要請にもとづき、甲が行う防災訓練に参加および協力するものとし、それに要する経費は乙の負担とする。

(協定の有効期間および更新)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲または乙がそれぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更もしくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和5年2月27日

甲 青梅市
代表者 青梅市長 浜 中 啓 一

乙 東京都昭島市東町2-5-20-506
東京都行政書士会多摩西部支部
支部長 青 山 智 美